

# 社会福祉法人 鼎（かなえ）

## 施設貸出使用規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人 鼎（かなえ）が運営する施設を、運営に支障のない範囲で、有効に活用していただき、地域に開かれた、地域住民の交流の場となることをめざして、その使用についての必要な事項を定めるものとする。

### （貸出施設）

第2条 貸出施設は、社会福祉法人 鼎（かなえ）が運営する次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム エコトピア酒々井 2号館 地域交流スペース

### （使用目的）

第3条 当法人は、次の各号に掲げる使用目的に対し、当法人が使用可能と認めるときは、前条の施設を貸出すことができる。

- （1）団体等が主催する会議・研修会・講習会・学会等
- （2）官公庁又は公共団体が主催する各種国家試験又は資格試験
- （3）青少年等の居場所提供（自習室）
- （4）演芸等の練習
- （5）その他、当法人が認めたもの

### （利用申し込み）

第4条 使用ご希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、事務所に提出し、当法人の使用許可を受けなければならない。

### **(利用許可の取り消し)**

第5条 「利用申込書」に虚偽の記載があった場合や、申し込み後に利用にふさわしくない事実が判明した場合、あるいは承認を受けた目的以外に利用された場合には、使用許可の取消し、又は使用日時若しくは使用場所を変更して貸出すことができる。

- (1) 特別な事情により当法人がこれを使用する必要性が生じたとき
- (2) 使用目的に反するとき
- (3) 当法人の指示に従わないとき
- (4) 管理運営上不相当と認めたとき

2 前項の取消し又は変更により使用者に損害を及ぼすことがあっても、当法人はその責任を負わない。

### **(利用可能日・時間等)**

第6条 年末年始(12月30日～1月3日)を除く日について利用が可能であるが、当法人の行事、会議等を優先するため、利用できない場合がある。

施設の使用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、当法人が認めた場合は、この限りではない。

### **(利用料)**

第7条 当法人は、施設使用に対し、使用団体及び使用者から所定の使用料を徴収する。

2 使用料は、当日、利用終了後、事務所 窓口にて納入しなければならない。

#### **【使用料】**

	1人 1時間
地域交流スペース	200円

## (利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 当法人から交付された施設利用許可書（施設貸出使用申込書の写し）は、常に責任者が携帯し、当法人関係者の請求に応じ、その都度、提示しなければならない。
- (2) 利用許可を受けた施設・設備以外は利用しないこと。
- (3) 施設内に物品を搬入しようとするときは、あらかじめ当法人の許可を受けること。
- (4) 許可なく、当法人職員に対し、物品販売等の営業活動は行わないこと。
- (5) 許可なく設備、備品等を移動しないこと。
- (6) 施設内は全面禁煙である。
- (7) 飲食を行う場合は、事前に許可を得て、指定した場所で飲食すること。
- (8) 準備及び後片付け等は、利用を許可された時間内に利用者が行うこと。
- (9) 利用後は、利用者が整備及び清掃を行うこと。
- (10) 利用の際に出た廃棄物、ゴミ類は利用者側において持ち帰ること。
- (11) 施設、設備等を破損又は滅失したときは、速やかに事務所に届け出ること。
- (12) 利用者が作成する案内に、当法人の許可なく施設の住所、電話番号等を掲載しないこと。
- (13) その他、当法人関係者の指示に従うこと。

2 利用者は、前項を遵守するほか、特に火災・盗難の防止、その他規律・秩序を乱す恐れがある者に対する入場の許否、又はこれらに万全を期するため必要に応じた十分な措置を講じなければならない。

3 利用者が第1項を遵守しないとき、次回申請及び利用を許可しないものとする。

### **(利用者の原状回復義務)**

第9条 利用者が、利用後に現状を回復する義務を履行しないときは、当法人が利用者に代わり原状回復する。この場合において利用者はその経費を負担しなければならない。

### **(損害賠償)**

第10条 当法人施設内外の設備・備品、その他を破損・汚染・紛失させた場合、利用者は速やかに当法人の事務所に連絡すること。利用者(参加者、関係者を含む)に起因する損害については、利用者が賠償する。

### **(免責)**

第11条 当該施設利用にともなう人身事故・展示品等の盗難・破損事故など全ての事故については当法人に重大な過失がない限り一切の責任を負わない。

### **(使用許可の制限)**

第12条 以下の事項にあてはまる場合、あるいは当法人が利用にふさわしくないと判断した場合は当該施設の利用許可を制限する。

(1) 地域交流スペースは、災害発生時には、酒々井町との協定により福祉避難所になる為、避難所が閉鎖するまでの期間は、全ての申し込みをキャンセルすると共に利用申し込み受けも中止する。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (3) 政治的または宗教的集会と認められるとき。
- (4) 施設内外の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 施設管理上支障があると判断される時。
- (7) その他当該施設の管理上・運営上支障があると認められるとき。

#### **(雑則)**

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、法人本部会議の意見を聴いて、施設長が定める。

#### **(改廃)**

第14条 この規程の改廃は、法人本部会議の意見を聴いて、施設長が行う。

#### 附則

- 1 この規程は、令和6年10月1日より施行する。
- 2 地域交流スペース利用規程（平成27年4月1日制定）は、廃止する。